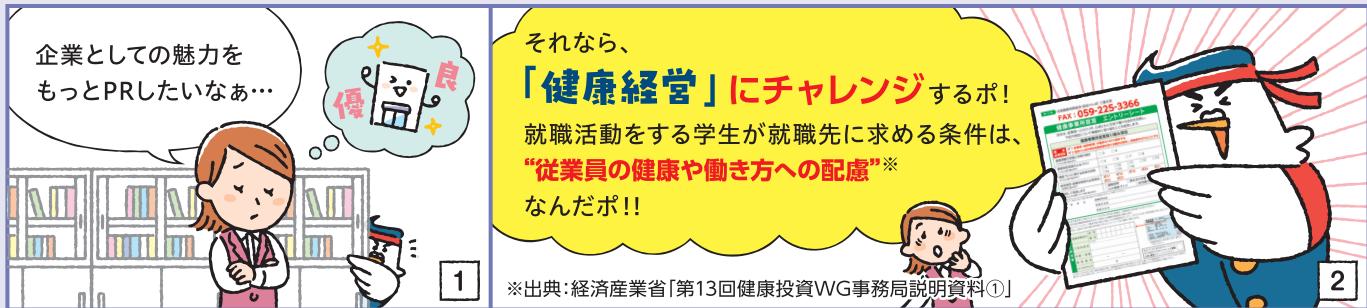




けんぽだより

■ 健康経営®への第一歩！魅力ある企業づくりは「健康事業所宣言」から



※出典：経済産業省「第13回健康投資WG事務局説明資料①」

健康経営とは…

企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できるとの基盤に立って、**健康を経営的視点から考えて戦略的に実践**することを意味しています。

健康経営に取り組むことで、
従業員の健康増進、組織の活性化や生産性の向上が期待されるポ！

**企業のイメージ向上など
健康経営は、いいごといっぱい！**

従業員の欠勤、休職、離職率の低下

従業員の心身の不調が減るとともに、企業への貢献意識や職場の満足度が向上

生産性の向上

心身ともに元気に働けることで、モチベーション、業務効率が向上

イメージアップ

新たな企業価値を創造。社内的、対外的なイメージ向上

リスクマネジメント

健康リスクの把握により、事故を減らし、労災発生を予防

三重支部では、健康経営に取り組む企業を「健康事業所宣言」事業所として認定し、応援、サポートをしています。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



まずは、「健康事業所宣言パンフレット&事業所カルテセット」の取り寄せからスタート！

健康事業所宣言をするためのパンフレットおよび「事業所カルテ」（または「健康度カルテ【業態別】」）をお送りします。
下記の送付依頼書にご記入の上、FAXにてお申し込みください。



事業所カルテ



健康度カルテ【業態別】



↓ 下記にご記入の上、FAXにてお申し込みください ↓

送付依頼書

FAX 059-225-3366

健康事業所宣言パンフレット（エントリーシート同封）& 事業所カルテセット

所在地

健康保険証の記号（7桁または8桁の数字）

事業所名称

電話番号

— —

ご担当者

整骨院・接骨院

にかかる前に **チェック** しよう!

整骨院・接骨院では、保険医療機関とは異なり、健康保険が使える場合が限られています。誤って健康保険を使ってしまった場合、あとから全額自己負担になる場合もありますので、整骨院・接骨院にかかる前に、ルールを確認しておきましょう。



チェック 外傷性の負傷のみ健康保険が使えます

健康保険が **使える** 場合

原因がはっきりしている外傷性の負傷で、慢性に至っていないものに限られる。

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 骨折 | <input checked="" type="checkbox"/> 捻挫 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ひび(不全骨折) | <input checked="" type="checkbox"/> 打撲 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 脱臼 | <input checked="" type="checkbox"/> 肉離れ(挫傷) |

※骨折・ひび・脱臼は、応急処置の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要となります。

※内科的原因による疾患は含まれません。

健康保険が **使えない** 場合

- | |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 症状の改善がみられない長期にわたる施術 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 脳疾患後遺症などの慢性病 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 保険医療機関で治療中の負傷 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 勤務中、通勤途中の負傷(労災保険対象) |

など

施術を受ける際の3つのポイント

① 負傷の原因を正確に伝える

何が原因で負傷したのかを正確に伝えてください。



② 「療養費支給申請書」の内容をよく確認してから、必ず自分で記入する

白紙への署名はNGです！

③ 領収証をもらい、保管する

領収証は医療費控除申請時にも必要となるので、必ずもらって保管しておきましょう。

いつまでも 症状が改善しないときは…

長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医療機関で診察を受けましょう。



「協会けんぽ」から治療内容について お尋ねすることができます

文書にて、負傷原因や治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。



連載! インセンティブ制度 1

インセンティブ制度 ってなに?

皆さまに行っていたいっている健康づくりの取組結果を、5つの指標で47支部ごとに評価し、上位15支部に「報奨金」が付与される仕組みです。

「健康保険料率」の引き下げにつながります！

*令和5年度の取組結果は、令和7年度の健康保険料率に反映されます。



5つの指標で 評価されます

- ① 特定健診等の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 要治療者の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合

この5つの指標で競うっ♪!!

